

平成30年6月24日付けをもって再登録したもの

登録番号	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
15115	カダンD	東京都千代田区神田美倉町11番地 フマキラー株式会社 代表取締役社長 大下一明
19658	ミミダス	〃
22397	ベトファイター顆粒水和剤	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 日本曹達株式会社 取締役社長 石井彰
23666	ブイゲットパディート粒剤	東京都中央区京橋一丁目19番8号 日本農業株式会社 代表取締役社長 友井洋介
23667	K. Kステッカー	東京都港区赤坂四丁目2番19号 アグロ カネショウ株式会社 代表取締役 櫛引博敬
23668	協友バルコート水和剤	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号 協友アグリ株式会社 代表取締役 上園孝雄

平成30年6月26日付けをもって再登録したもの

登録番号	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
17890	くん蒸用炭酸ガス	神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地 昭和電工ガスプロダクツ株式会社 代表取締役 西村浩一

平成30年6月27日付けをもって再登録したもの

登録番号	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
11044	サターン乳剤	東京都台東区池之端一丁目4番26号 クミアイ化学工業株式会社 代表取締役社長 小池好智
23095	まるぼうずG	東京都千代田区神田須田町二丁目5番2号 丸和バイオケミカル株式会社 代表取締役社長 井上進

平成30年6月28日付けをもって再登録したもの

登録番号	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
18750	石原フロンサイドSC	大阪市西区江戸堀一丁目3番15号 石原産業株式会社 取締役社長 田中健一
18751	日曹フロンサイドSC	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 日本曹達株式会社 取締役社長 石井彰
18755	ホクコーブラシンゾル	東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号 北興化学工業株式会社 代表取締役社長 中島喜勝
18756	ブラシンゾル	東京都中央区新川二丁目27番1号 住友化学株式会社 社長 十倉雅和

平成30年6月29日付けをもって再登録したもの

登録番号	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
20393	グラッチェ顆粒水和剤	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役 ハーラルト・プリンツ
20396	バイザー水和剤	東京都品川区東品川二丁目2番24号 ダウ・アグロサイエンス日本株式会社 代表取締役 栗田道郎

平成30年6月30日付けをもって再登録したもの

登録番号	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
3663	シマジン	東京都千代田区神田錦町三丁目7番地1 日産化学工業株式会社 取締役社長 木下次次郎
3667	丸京印ポルダー液用生石灰	大分県津久見市徳浦2052-5 株式会社丸京石灰 代表取締役 鳥越繁一

2. 農薬の種類
登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。
〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。〕

○農林水産省告示第千三百二十五号
農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第六条の五第二項の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第六条の七の規定により公告する。
平成三十年六月十四日 農林水産大臣 齋藤 健

平成30年4月5日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21678	オキサジクロメホン・クロメプロップ・プロモブチド・ペンシルフロメチル粒剤	ゴウワンジャンボ	東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号 北興産業株式会社 代表取締役社長 橋本哲芳

○特許庁告示第四号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十九条において準用する同法第二十三条の規定に基づき次のとおり調査業務の一部廃止を許可したので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。

- 平成三十年六月十四日 特許庁長官 宗像 直子
- 登録番号 第三十三号
 - 登録調査機関の名称 株式会社廣済堂
 - 廃止年月日 平成三十年六月一日
 - 調査業務を行う事業所の名称及び所在地 東京都港区芝浦一丁目2番3号 シーバンスS館十三階
 - 調査業務を廃止する区分 三十七（映像システム）及び三十八（画像処理）

○国土交通省告示第七百四十七号
水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月十四日 国土交通大臣 石井 啓一

免許番号	氏名	本籍の都道府県	免許年月日	水先区の名称
第二一〇九号	服部 一男	神奈川県	平成三十年六月一日	苫小牧水先区

○国土交通省告示第七百四十八号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月十四日 国土交通大臣 石井 啓一

1	砂防法第二条の土地に係る河川の名称	1号
1	給谷川	基準点から二六〇度二六分四八秒 一一九七・八七メートルの地点
2		標柱1号から二二五度五二分二七秒 五六・七二四メートルの地点
3		標柱2号から五七度四六分三三秒 一〇〇・八九七メートルの地点
4		標柱3号から五四度一〇分四一秒 八五・四二四メートルの地点
5		標柱4号から五四度一〇分四三秒 一三二・九三〇メートルの地点
6		標柱5号から六五度四八分三四秒 一〇一・五六メートルの地点